

## 4 バイオディーゼル燃料による地域循環システムの確立に向けた制度の充実について

～COP3 開催都市におけるバイオマスエネルギーを活用した先駆的な取組～

(環境省・農林水産省・資源エネルギー庁・国土交通省・総務省)

「京都議定書」採択の地である京都市では、家庭や事業所から出る廃食用油を原料とした環境にやさしいバイオディーゼル燃料の実用化に向け、ごみ収集車や市バスへの使用、独自の燃料化施設の建設、燃料の暫定品質規格（京都スタンダード）の策定など、全国に先駆けた取組を進めてまいりました。

廃食用油燃料化事業は、環境にやさしい低公害燃料であるとともに、リサイクルの促進、二酸化炭素の排出抑制のほか、地域に根ざした回収活動を通じて環境意識の向上や地域コミュニティの活性化も期待できるなど、多大な効果と意義を有するものであり、本市の取組に対しまして、平成 16 年 11 月には「バイオマス利活用優良表彰」における「農林水産大臣賞」及び「地球温暖化防止活動環境大臣表彰」を受賞いたしております。

「京都議定書」の発効を機に、本市がこれまで、市民、事業者とともに積極的に取り組んできた先進的な地球温暖化対策やそれらの確かな成果を、国内外に発信することにより、全国や世界の自治体の先導的な役割を果たすことが、本市の使命であると考えております。

廃食用油燃料化事業は、地球温暖化防止や循環型社会の構築に向けた具体的な推進事業として、多くの自治体においても取組が始まっていますが、今後、全国への円滑な普及、拡大のためには、技術面、制度面での充実が大変重要になってまいります。

地域レベルでの一層の普及促進に向け、「京都議定書」採択の地であり、廃食用油燃料化事業において先駆的な取組を推進する本市から更なる制度の充実を提案します。

## 提案事項

- 1 バイオディーゼル燃料の品質安定化と適合車両開発促進などのための日本工業規格(JIS)の制定等
- 2 廃食用油燃料化事業への支援制度の確立
  - (1) 地域における廃食用油の回収に対する財政支援等
  - (2) バイオディーゼル燃料の使用に伴う経済的な負担を軽減する等、更なる普及促進に向けた制度面での充実
  - (3) 将来的に高濃度使用(100%バイオディーゼルを含む。)を可能とする技術的検証の実施及び法体系をはじめとする制度面での整備

主な提案先：環境省（地球環境局地球温暖化対策課） 農林水産省（大臣官房環境政策課資源循環室）  
 資源エネルギー庁（石油流通課，新エネルギー対策課）  
 国土交通省（自動車交通局環境課） 総務省（自治税務局都道府県税課）  
 京都市の担当課：環境局 施設部 施設整備課 担当課長 中村一夫 TEL 075-212-8500  
 環境局 地球環境政策部 循環型社会推進課長 安西伸一郎 TEL 075-222-4091  
 交通局 自動車部 技術課長 相田正雄 TEL 075-822-9155  
 理財局 税務部 主税課長 加藤祐一 TEL 075-213-5202

<京都市の取組・現状>

